様式第三十五（第二十七条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第36条第１項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（注意）

１．～３．　（略）

４．４欄には、非住宅建築物、住宅又は複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建築物の一部（住戸の部分）」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「建築物の一部（非住宅部分）」のチェックボックスに、建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第３項に規定する他の建築物に係る事項を記載する場合は「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」に、「✓」マークを入れてください（複数選択可）。

※「非住宅建築物」は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）第１条第１項第１号の非住宅建築物をいい、「住宅」は同項第２号の住宅をいい、「複合建築物」は同項第１号の複合建築物をいい、「共同住宅等」は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅（一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。）以外の住宅をいいます。

様式第三十六（第二十八条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第１項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について、同条第２項において準用する同法第35条第１項の規定に基づき認定しましたので通知します。

（略）

（※）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第２項において準用する同法第35条第４項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第３項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第三十七（第三十条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第１項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

様式第三十八（第三十一条第二項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第１項の規定により申請のあった建築物について、同条第２項の規定に基づき認定したので通知します。

（略）

様式第三十五（第二十七条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第１項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（注意）

１．～３．　（略）

４．４欄には、非住宅建築物、住宅又は複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建築物の一部（住戸の部分）」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「建築物の一部（非住宅部分）」のチェックボックスに、建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第３項に規定する他の建築物に係る事項を記載する場合は「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」に、「✓」マークを入れてください（複数選択可）。

※「非住宅建築物」は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）第１条第１項第１号の非住宅建築物をいい、「住宅」は同項第２号の住宅をいい、「複合建築物」は同項第１号の複合建築物をいい、「共同住宅等」は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅（一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。）以外の住宅をいいます。

様式第三十六（第二十八条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第１項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について、同条第２項において準用する同法第30条第１項の規定に基づき認定しましたので通知します。

（略）

（※）は、法第31条第２項において準用する法第30条第４項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第３項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第三十七（第三十条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第１項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

様式第三十八（第三十一条第二項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第１項の規定により申請のあった建築物について、同条第２項の規定に基づき認定したので通知します。

（略）